

二 新幹線鉄道の建設に関する調査を行うこと。
 三 第一号の規定により建設した鉄道施設を当該新幹線鉄道の営業を行う者に貸し付け、又は譲渡すること。
 四 前号又は第六号の規定により貸し付けた鉄道施設に係る災害復旧工事を行うこと。
 五 国土交通省令で定める規格を有する鉄道施設（新幹線鉄道を除く。）又は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設の建設及び政令で定める大規模な改良（以下「大改良」という。）を行うこと。
 六 前号の規定により建設又は大改良をした鉄道施設又は軌道施設を当該鉄道又は軌道に係る鉄道事業者に貸し付け、又は譲渡すること。
 七 海上運送事業者と費用を分担して船舶を建造し、当該船舶を当該海上運送事業者に使用させ、及び当該船舶を当該海上運送事業者に譲渡すること。
 八 前号の規定により船舶を建造する海上運送事業者に対し、当該船舶について、建造若しくは改造又は保守若しくは修理に関する技術的援助を行うこと。
 九 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）に規定する業務を行うこと。
 十 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二十条の二第一項に規定する業務を行うこと。
 十一 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
 一二 機構は、前項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。
 一 主要幹線鉄道又は都市鉄道に係る鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良に関する事業を行う鉄道事業者に対し、当該事業にかかる費用に充てる費用に充てる資金の一部について、予算で定める国の補助金等（補助金その他相当の反対給付を受けない給付金）であつて政令で定めるものをいう。（以下同じ。）の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。
 二 鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）第八条第八項又は踏切道改良促進法

（昭和三十六年法律第百九十五号）第十九条第三項の規定による国からの補助金の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付すること。
 三 前号に規定するもののほか、鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良（これらに関する調査を含む。）に関する事業、鉄道事業に係る技術の開発に関する事業、鉄道事業の業務運営の能率化に関する措置その他の事業の健全な発達を図る上で必要となる事業又は措置を行う鉄道事業者その他の者に対する、これらの事業等に要する費用に充てる資金の全部又は一部について、予算で定める国からの補助金等の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。
 四 前号の業務に附帯する業務を行うこと。
 五 機構は、前二項に規定する業務のほか、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第四条第一項に規定する業務を行うこと。
 六 機構は、前三項に規定する業務のほか、これらの業務遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。
 一 第一項第一号又は第五号の鉄道施設で高架のものの建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所、倉庫、店舗その他の施設を、当該鉄道施設の建設に伴つて機構が取得した土地に建設し、及び管理すること。
 二 鉄道に関する工事並びに調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。
 三 第十三条第一項第七号及び第八号の業務並びに第四項の業務

四 第十三条规定による業務
 一 第十三条规定による助成は、政令で定めるところにより、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。
 二 特定債権に基づく毎事業年度の支払額
 三 第二条第十一項第一号に掲げる業務
 一 第二条第十一項第一号に掲げる業務に係る事業
 二 第二条第十一項第二号に掲げる業務に係る事業
 三 第二条第十一項第三号に掲げる業務に係る事業
 四 第二条第十一項第四号に掲げる業務

五 第二条第十一項第五号に掲げる業務に係る事業
 六 第二条第十一項第六号に掲げる業務に係る事業
 七 第二条第十一項第七号に掲げる業務に係る事業
 八 第二条第十一項第八号に掲げる業務に係る事業
 九 第二条第十一項第九号に掲げる業務に係る事業
 一〇 第二条第十一項第十号に掲げる業務に係る事業
 一一 第二条第十一項第十一号に掲げる業務に係る事業
 一二 第二条第十一項第十二号に掲げる業務に係る事業
 一二 機構は、前項の規定にかかるわらず、同項第一号に掲げる業務に関する事業に要する費用に充てる資金として国から交付を受けた補助金等について、同項第四号に掲げる業務に係る勘定（以下「助成勘定」という。）に繰り入れ、当該補助金等の全部に相当する金額を、遅滞なく、同項第一号に掲げる業務に係る勘定（以下「建設勘定」という。）に繰り入れるものとする。
 二 機構は、第一項の規定にかかるわらず、附則第三条第一項の規定により機構が承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）以下「譲渡法」という。）第一条に規定する新幹線鉄道施設の譲渡の対価の支払を受けた債権（第二十二条において「特定債権」という。）に基づき、譲渡法第一条に規定する旅客鉄道株式会社から毎事業年度において支払を受ける額（次項において「特定債権に基づく毎事業年度の支払額」という。）の確実かつ円滑な実施に要する費用の額並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号。附則第十二条第二

項において「債務等処理法」という。に基づいて機構が行う業務の確実かつ円滑な実施のために附則第三条第一項の規定により繰り入れる額として政令で定めるところにより算定した額。

5

機構は、第一項の規定にかかわらず、第三項第一号に掲げる事業（附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号。以下「旧公団法」という。）第十九条第一項第一号に掲げる業務に関する事業であつて、譲渡法附則第二条の規定による廃止前の新幹線鉄道保有機構法（昭和六十一年法律第八十九号）附則第十三条第一項の交付金、旧日本法第二十条第二項第一号の交付金又は旧事業法第二十条第一項第一号の交付金の交付を受けたもの）について、政令で定めることにより算定される額を生じたときは、当該剰余金の額に相当する金額を建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

6

機構は、第一項の規定にかかるとおり当該第二号に掲げる事業に要する費用の一部に充てたため同項の規定により繰り入れた金額に相当する金額については、後日、政令で定めるところにより、建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

機構は、第一項の規定にかかるとおり当該建設線に係る同法第六条第一項に規定する営業主體がその全部又は一部を廃止しようとする鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間において新たに他の者が鉄道事業を開始しようとする場合において、当該建設線に係る建設工事の工事期が遅延したことによる出資を行ったときは、当該出資に基づいて取得した株式の全部又は一部を処分したときは、当該株式の処分により生じた収入の額（当該株式の取得に要した費用の額を超える額がある場合には、その額を除く。）に

（利益及び損失の処理の特例等）
第十八条 機構は、助成勘定において、通則法第六十四条第一項又は第二項の規定による中期目標の期間（以下この項及び次項において「中期目標の期間」といふ。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整備を行つた後、同条第一項の規定による中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三条第一項及び次項に規定する業務があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における通則法第三条第一項の規定による変更後のものの定めるところにより、当該中期目標の期間における第十三条に規定する業務（前条第三項及び附則第三条第十一項に規定する繰入れを含む。）の財源に充てることができる。

2 機構は、助成勘定において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規定する積立金として整理することができる。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から前二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算し

た額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5 第一項及び第三項の規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

（長期借入金及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券）
第十九条 機構は、次に掲げる業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、

長期借入金をし、又は鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券（以下「機構債券」という。）を発行することができる。

一 第十三条第一項及び第三項に規定する業務を行うために必要がある場合

二 特定債務の償還等を行うために必要がある場合

三 前項の規定による機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

四 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

五 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、機構債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

六 前項に定めるもののほか、機構債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）
第二十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかるとおり、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は機構債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができ

るため必要があると認めるときは、受託金融機関に對し、その委託を受けた業務に關し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査するため認められたものと解してはならぬ。

（報告及び検査）
第二十四条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託金融機関に對し、その委託を受けた業務に關し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解してはならない。

（財務大臣との協議）
第二十五条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十四条第一項、第十五条第一項、第十九条第一項若しくは第四項、第二十一条又は第二十二条第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 第十八条第一項又は第二項の規定による承認をしようとするとき。

（財産の処分等の制限）
第二十六条 機構は、通則法第四十八条の規定にかかるとおり、特定債務を譲渡し、又は担保に供することができない。これを免除し、又は交換する場合も同様とする。

2 機構は、国土交通大臣の認可を受けた場合でなければ、特定債権の内容を変更することができない。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）
第二十七条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）及び政令で定めるその他の法令について准用する。

（法律の準用）
第二十三条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）

以下この条において「補助金等適正化法」といふ。第四条 第十条第一項及び第二項、第十七条から第二十二条まで並びに第二十四条の二の規定は、第十三条第二項第一号から第三号までの規定により機構が交付する補助金等について準用する。この場合において、補助金等適正化法第十条第一項及び第二項、第十七条第一項十二条第二十一条第一項、第二十二条の二、第二十二条並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長」と、補助金等適正化法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。

（以下この条において「補助金等適正化法」といふ。）

年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年内の据置期間を含む)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により機構に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 機構が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

6 機構は、第十七条第一項の規定にかかるわらず、第一項の規定により貸付けを受けた無利子貸付金及び第四項の規定により国から交付を受けた補助金については、助成勘定に繰り入れ、これらに相当する金額を建設勘定に繰り入れるものとする。

7 機構は、第十七条第一項の規定にかかるわらず、前項の無利子貸付金の償還時においては、当該無利子貸付金の償還金に相当する金額を建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

(業務の特例)

第一項 機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する建設線(以下この項において「建設線」という)の全部又は一部の区間の営業の開始により当該建設線に係る同法第六条第一項に規定する営業主体がその全部又は一部を廃止した鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間において新たに他の者が鉄道事業を開始した場合であつて、当該区間に係る鉄道線路を使用する日本貨物鉄道株式会社が支払う使用料が増加するときにおいて、日本貨物鉄道

二 株式会社に対し、政令で定めるところにより、助成金の交付を行うこと。

二 旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)第十九条第二号の規定により改造成した国内旅客船を第四条第六号イ又はロに掲げる者に、旧事業団法第二十条第一項第五号の規定により建造した貨物船(船舶安全法(昭和八年法律第十一号)いう近海区域を航行区域とするものに限る)を旧事業団法第二条第九号の海上貨物運送事業者又は同条第十号の貨物船貸渡業者に、それぞれ使用させ及びこれらの船舶をこれらの者に譲渡すること。

三 内航海運組合法(昭和三十二年法律第百六十二号)第五十八条において準用する同法第八条第一項第五号に掲げる事業を行う内航海運組合連合会に対し、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けること。

四 中央新幹線(平成二十三年五月二十六日に全国新幹線鉄道整備法第七条第一項の規定により決定された整備計画に係る建設線をいう。以下この号において同じ)の速やかな建設を図るため、中央新幹線に係る同法第六条第一項に規定する建設主体に対し、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付けること。

五 都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は政令で定める大規模な改良に係る事業を行う東京地下鉄株式会社に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

六 附則第三条第十一項の規定による繰入れによる業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する建設線(以下この項において「建設線」という)の全部又は一部の区間の営業の開始により当該建設線に係る同法第六条第一項に規定する営業主体がその全部又は一部を廃止した鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間において新たに他の者が鉄道事業を開始した場合であつて、当該区間に係る鉄道線路を使用する日本貨物鉄道株式会社が支払う使用料が増加するときにおいて、日本貨物鉄道

一 平成二十四年三月三十一日までの間、債務等処理法附則第四条第一項第一号及び第三号に規定する業務を行うこと。

二 旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)第十九条第二号の規定により改造成した国内旅客船を第四条第六号イ又はロに掲げる者に、旧事業団法第二十条第一項第五号の規定により建造した貨物船(船舶安全法(昭和八年法律第十一号)いう近海区域を航行区域とするものに限る)を旧事業団法第二条第九号の海上貨物運送事業者又は同条第十号の貨物船貸渡業者に、それぞれ使用させ及びこれらの船舶をこれらの者に譲渡すること。

三 第六条第一項に規定する業務を行うこと。

四 令和十三年三月三十日までの間、債務等処理法附則第五条第一項及び第七条第一項第一号に規定する業務を行うこと。

三 機構は、第十三条及び前二項に規定する業務のほか、旧基金法附則第十条第一項の規定により基金が承継し、さらに、旧事業団法附則第七条第一項の規定により事業団が承継した債務のうち附則第三条第一項の規定により機構が承継するものの償還及び当該債務に係る利子の支払を含む)に関する業務により日本国有鉄道から承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設に係る当該承継に伴う所有権の移転の登記に関する業務その他同項の規定による権利及び義務の承継に伴い必要となる業務を行ふものとする。

四 第十三条第一項第五号の規定により機構が行う鉄道施設の建設又は大改良に関する事業である第三条第一項第五号の規定による建設主体に対し、旧公団法第二十二条第二項の規定による工事実施計画の指示を受けて公団が当該建設又は大改良を行つたもののうち、同条第四項の規定による協議により割賦支払の方法により当該鉄道施設を譲渡することとされているものについては、同条の規定は、当該事業が終了するまでの間は、なおその効力とする。

五 この法律の施行の際現に旧事業団法第二十条第一項第二号に掲げる業務に關し同条第七項の規定により事業団が締結している協定、同条第一項第八号の規定により事業団が締結している一項第八号の規定により事業団が締結及び同項第九号の規定により事業団が締結してある保証契約に係る事業団の業務については、この法律の施行後は機構が行うものとし、これらの規定及び同条第八項の規定は、この法律の施行に旧事業団法第二十条第一項第四号の規定による助成は、次条第一項の規定による認定を受けた事業について行うものとする。

六 第一項第五号の規定による貸付金の貸付けに關し必要な事項は、政令で定める。

七 第一項第六号の規定による長期借入金の利率、償還期間及び償還方法は、旅客会社の経営状況、市場金利の動向その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める。

八 第一項第五号の規定による貸付金の償還に關し必要な事項は、政令で定める。

九 第一項第六号の規定による長期借入金の利率、償還期間及び償還方法は、旅客会社の経営状況、市場金利の動向その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める。

十 第一項、第三項及び第五項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十一条中「第十号に掲げる業務」とあるのは、「第十号並びに附則第十一條第一項第四号に掲げる業務」と、第十七条第一項第一号中「第六号までの業務及び」とあるのは、「第六号までの業務及び附則第十一條第一項第一号の業務並びに」と、「同条第三項」とあるのは、「第十三条第一項第三項」と、同項第二号中「並びにこれらに附帯する業務」と、同項第二号中「並びにこれらに附帯する業務」とあるのは、「附則第十一條第一項第二号の業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」とあるのは、「附則第十一條第一項第二号の業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、「同項第三号中「この業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」とあるのは、「同項第三号中「この業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、「同項第四号中「この業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」とあるのは、「同項第四号中「この業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」とあるのは、「機構法第四条第四号から第七号まで並びに附則第七条第一項第二号及び第三号に規定する業務を行うこと。

までの業務及び同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号の業務並びにこれらに附帯する業務並びに附則第十一項第三項の業務」と、第十九条第一項第一号中「業務」とあるのは「業務並びに附則第十一項第一号から第四号まで及び第七号の業務並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第八号及び第九号の業務並びにこれらに附帯する業務」と、第二十九条中「第十一條」とあるのは「第十一條（附則第十一条項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、第三十一条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三條、附則第十一条第一項及び第三項並びに同条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧事業団法第二十条第一項第二号、第八号及び第九号」とする。

11 機構は、旧事業団法第二十条第一項第三号の規定による東京地下鉄株式会社への貸付金（旧基金法第二十条第一項第三号の規定による貸付金を含む。）の償還金に係る経理については、助成勘定において行うものとする。

(事業の認定)

第二条 東京地下鉄株式会社は、前条第一項第五号の規定による助成を受けて都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は同号の政令で定める大規模な改良に関する事業を行おうとする場合は、国

土交通省令で定めるところにより、事業認定申請書を国土交通大臣に提出し、当該事業について同号に掲げる業務の対象とすることが適当である旨の認定を受けることができる。

2 國土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業が通則法第二十九条第一項に規定する中期目標（以下「この条において「中期目標」という。）において定める前条第一項第五号に掲げる業務の対象となる事業の基準に適合しており、かつ、中期目標に定めた当該業務の実施に関必要な他の事項に照らして当該事業に係る都市鉄道の整備を促進することが適切であると認めるときは、前項の規定による認定をするものとする。

3 國土交通大臣は、第一項の規定による認定を受けた事業が中期目標に定めた前項の基準に適合しなくなつたと認めるとき、正当な理由がないのに当該事業が適切に実施されていないと認

第十九条 (政令への委任)

附則 第二条 附則第二条から第十五条まで、前二条及び第二十一条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他のこの法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

| | | | |
|--|---|---|---|
| (施行期日) | (施行期日) | (施行期日) | (施行期日) |
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。 | 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。 | 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。 | 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。 |
| 附 則 (平成一六年六月九日法律第一〇号) 抄 | 附 則 (平成一六年六月九日法律第一〇号) 抄 | 附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄 | 附 則 (平成一八年三月三一日法律第一〇号) 抄 |
| 二 附則第十一項第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公團法第二十二条第二項の規定による工事実施計画を定め、又は変更しようとするとき。 | 二 附則第十一項第九項の規定により同項の長期借入金の利率、償還期間及び償還方法を定期によるとするとき。 | 二 附則第十一項の規定による認定又は同条第三項の規定による認定の取消しをしようとするとき。 | 二 附則第十一項の規定による認定の取消しをしようとするとき。 |
| 第一項 第二条 (日本鐵道建設公團法及び運輸施設整備事業団法の廃止) | 第一項 第二条 (日本鐵道建設公團法及び運輸施設整備事業団法の廃止) | 第一項 第二条 (日本鐵道建設公團法) | 第一項 第二条 (日本鐵道建設公團法) |
| 第二項 次に掲げる法律は、廃止する。 | 第二項 次に掲げる法律は、廃止する。 | 第二項 次に掲げる法律は、廃止する。 | 第二項 次に掲げる法律は、廃止する。 |
| 第三項 第二条 (日本鐵道建設公團法及び運輸施設整備事業団法の廃止に伴う経過措置) | 第三項 第二条 (日本鐵道建設公團法及び運輸施設整備事業団法の廃止に伴う経過措置) | 第三項 第二条 (日本鐵道建設公團法) | 第三項 第二条 (日本鐵道建設公團法) |

| | | | |
|--|---|---|---|
| (施行期日) | (施行期日) | (施行期日) | (施行期日) |
| 第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。 | 第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。 | 第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。 | 第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。 |
| 附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二六号) 抄 | 附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二六号) 抄 | 附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄 | 附 則 (平成一八年三月三一日法律第一〇号) 抄 |
| 二 附則第四十二条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）の公布の日又は公布日のいづれか遅い日 | 二 附則第四十二条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）の公布の日又は公布日のいづれか遅い日 | 二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）の公布の日いずれか遅い日 | 二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）の公布の日いずれか遅い日 |
| 第一項 第二条 (日本鐵道建設公團法及び運輸施設整備事業団法の廃止) | 第一項 第二条 (日本鐵道建設公團法及び運輸施設整備事業団法の廃止) | 第一項 第二条 (日本鐵道建設公團法) | 第一項 第二条 (日本鐵道建設公團法) |
| 第二項 次に掲げる法律は、通則法、この法律又は新債務等の処理法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。 | 第二項 欲の行為とみなす。 | 第二項 欲の行為とみなす。 | 第二項 欲の行為とみなす。 |
| 第三項 (罰則の適用に関する経過措置) | 第三項 (罰則の適用に関する経過措置) | 第三項 (罰則の適用に関する経過措置) | 第三項 (罰則の適用に関する経過措置) |
| 第一項 第二条 (この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。 | 第一項 第二条 (この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること)。 | 第一項 第二条 (この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること)。 | 第一項 第二条 (この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること)。 |

り」とあるのは、「第三項」を削り、「第十二条第三項」を「第十三条第三項」に」とする。
 第二条 不当廉価建造契約防止法の施行の日前が附則第二条の規定する場合（前項に規定する場合を除く。）には、前条の規定は、適用しない。
附 則 (平成二十八年三月三一日法律第一号) **抄** (施行期日)
 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成二十八年一月一八日法律第七号) **抄** (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二十八年五月二十五日法律第二十九号) **抄** (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成三〇年五月二十五日法律第二十九号) **抄** (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。
附 則 (平成三〇年五月二十五日法律第二十九号) **抄** (施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

| (調整規定) | |
|---|---|
| 第四条 不当廉価建造契約防止法の施行の日前がこの法律の施行の日前である場合には、附則第二条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句とする。 | |
| (施行期日) | |
| 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。 | 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。 |
| 附 則 (令和三年三月三一日法律第一号) 抄 (施行期日) | 附 則 (令和三年三月三一日法律第一号) 抄 (施行期日) |
| 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条第二項の規定については、公布の日から施行する。 | 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条第二項の規定については、公布の日から施行する。 |
| 附 則 (平成二十四年法律第二百八十号) 抄 (施行期日) | 附 則 (平成二十四年法律第二百八十号) 抄 (施行期日) |
| 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の改正規定（「貸付け」を「出資の決定及び貸付け」に改める部分について）による。 | 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の改正規定（「貸付け」を「出資の決定及び貸付け」に改める部分について）による。 |
| 附 則 (平成十四年法律第二百八十号) 抄 (施行期日) | 附 則 (平成十四年法律第二百八十号) 抄 (施行期日) |
| 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。 | 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。 |

| (施行期日) | |
|---|---|
| 第一条 この法律は、令和二年六月三日から施行する。 | 第一条 この法律は、令和二年六月三日から施行する。 |
| 附 則 (令和二年六月三日法律第三十六条) 抄 (施行期日) | 附 則 (令和二年六月三日法律第三十六条) 抄 (施行期日) |
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定及び附則第九条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第二百八十号）附則第十一条第二項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。 | 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定及び附則第九条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第二百八十号）附則第十一条第二項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。 |
| 附 則 (令和三年三月三一日法律第九号) 抄 (施行期日) | 附 則 (令和三年三月三一日法律第九号) 抄 (施行期日) |
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 | 第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 |

| (施行期日) | |
|--|--|
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 | 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 |
| 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日) | 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日) |
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定及び附則第五百九条の規定は、当該各号に定める日から施行する。 | 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 |
| 附 則 (令和五年四月二八日法律第一八号) 抄 (施行期日) | 附 則 (令和五年四月二八日法律第一八号) 抄 (施行期日) |
| 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 | 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 |

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二十条の二第一項第一号の改正規定並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第二百八十号）第十五条第一項の改正規定（「貸付け」を「出資の決定及び貸付け」に改める部分について）による。（公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日）